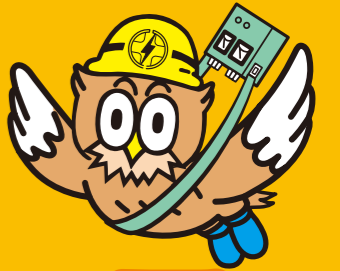


高圧受電設備等の更新をお手伝い

電気設備が **初期費用0円・毎月定額** で導入可能！

ホーちゃんの **最新省エネ** 電気設備リース



リースバック転リース



お得な
リース料率

最新機器を
選定・設置

リース期間
満了後に
無償譲渡

設置工事から保安管理まで一貫して当協会にお任せください

Q & A

Q1 リース期間の途中で解約やリース期間の変更は可能ですか？

A1 中途解約は原則としてできません。リース期間満了までに、お客さまのご都合でリース対象設備・機器の撤去をご希望される場合は、リース期間満了までの残債を一括でお支払いいただくとともに、撤去にかかる費用をお支払いいただきます。

Q2 代表者、住所、商号、引落口座等の変更は可能ですか？

A2 当協会へご連絡いただければ、変更の手続きをさせていただきます。

Q3 賃借人の変更は可能ですか？

A3 賃借人の変更は、原則としてできません。契約解除の上、リース期間満了までの残債ならびに撤去にかかる費用を一括でお支払いいただきます。ただし、合併または分割による賃借人の変更については、事業の承継を行う場合についてのみ可能です。

Q4 設備に不具合が発生した場合の修繕費用の負担は？

A4 リース対象設備・機器は、お客さまが維持・整備・修繕等を行い、稼働できる状態にしておく義務がございますので、修繕費用はお客さまのご負担となります。お客さまが使用されない場合は、契約解除手続きを行い、残債を一括でお支払いいただくとともにリース対象設備・機器をご返却いただきます。ただし、保険対象事故およびメーカー保証範囲の場合を除きます。いずれの場合も、不具合が発生した場合は速やかに当協会へご連絡願います。

Q5 保険対象事故とは？

A5 リース対象設備・機器には、リース期間中リース会社が動産総合保険を付保しています。落雷や自然災害（地震災害は除く）による損害が補償されます。詳しくは、当協会へお問い合わせ願います。

お問い合わせ先



一般財団法人北海道電気保安協会 営業部
〒063-0826 札幌市西区発寒6条12丁目6番11号
電話：011-555-5012

2026年4月1日 V5.00

北海道
でんき保安協会

電気設備リース

事業継続に無くてはならない**高圧受電設備**。開閉器や変圧器・電力ケーブルなど多くの機器で構成されていますが、それぞれの機器には寿命があり、適切なタイミングで更新を行わなければ、**突然の停電や外部波及事故等のリスク**が高まります。

しかし、電気設備の更新には一時的に高額な費用が発生するため、経済的な理由から設備更新が進まずに老朽化した設備が増加しております。

そこで、電気保安管理のプロである「北海道電気保安協会」が新たなサービスとして**電気設備リース**をご用意いたしました。

本サービスでは、**初期費用0円・毎月定額のお支払い**で、**最新の機器**への更新が可能です。事業活動のリスク低減、省エネルギー化に是非ご利用ください。

リースサービスの概要

当協会が、高圧受電設備機器等を販売会社から購入のうえ設置を行い、お客さまにリースいたします。既設設備の撤去が必要な場合には、その費用もリース料に含めることが可能です。

このサービスは、当協会とリコーリース（株）によるリースバック転リース契約によるものです。

ご利用対象
当協会と保安管理業務委託契約を締結 または締結を予定しているお客さま
適用金額
30万円～2,000万円
支払期間
毎月払い／10年（120回）・8年（96回）・5年（60回）
所有権
リース期間中は、リコーリース（株）がリース対象設備・機器の所有権を保有します。 リース期間満了後、リース対象設備・機器の所有権がお客さまへ無償譲渡されます。

対象設備・機器	
10年	高圧受電設備またはその一部の機器 発電機（常用・非常用）一式
8年	EV用充電設備／LED設備
5年	蓄電池設備一式 EMS（自動省エネ）設備 蓄電池（単体）設備

リース料率		
10年	30万円～499万円	1.130%
	500万円～999万円	1.120%
	1,000万円～2,000万円	1.120%
8年	30万円～499万円	1.320%
	500万円～999万円	1.310%
	1,000万円～2,000万円	1.305%
5年	30万円～499万円	1.950%
	500万円～999万円	1.940%
	1,000万円～2,000万円	1.930%

※金利情勢等によりリース料率に変更となる場合がございます。最新情報はお問い合わせください。

- 毎月お支払いいただくリース料には、リース対象設備・機器とその設置工事費用等が含まれています。
- リース対象設備・機器の使用前には、電気事業法に基づく竣工検査が必要です。その検査費用は、リース料に含まれています。
- お客さまには、リース対象設備・機器の維持・整備・修繕等の管理責任義務がございます。
- 電気事業法に基づく保安管理業務委託などの費用は、別途必要となります。
- リース対象設備・機器には、リース期間中リース会社が動産総合保険を付保いたします。
- リース対象設備・機器の設置は、設計から施工管理まで当協会が責任をもって行います。
- リース期間中は、原則として中途解約ができません。
- リース対象設備・機器の固定資産税は、お客さまにて納付願います。
- 詳細は、別途「リース契約書」にてご確認ください。

お申込手続き等の流れ

お見積のご依頼	当協会の保安管理業務担当支部・事業所または営業部へご依頼ください。 ※1
現地調査	現地状況調査およびご希望のリース対象設備・機器を伺います。
お見積書提出	お見積書および更新機器の提案書等をお届けします。
お申込	所定の電気設備リース仮審査にてお申込みいただきます。 所定の審査の後、リース契約書を締結いたします。 ※2
現地施工	工事日程をご相談の上、現地施工いたします。 ※3
検査・試験	当協会の有資格者が実施いたします。
完了確認	リース対象設備・機器の施工完了のご確認をしていただきます。
リース開始	毎月指定日にリース料のお支払いをお願いいたします。
リース期間満了	リース期間満了の確認後、リース対象設備・機器の所有権はお客さまへ譲渡いたします。

※1 ご相談・お見積りは無料で承ります。

※2 審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございます。

※3 既設受電設備の更新工事の際には、停電作業が必要となります。
工事に関する詳細は別途打合せをさせていただきます。



※本パンフレットに記載している金額は全て税抜きです。